

# 事業活動環境配慮指針

広島市告示第122号

平成22年2月9日

## 1 事業活動における温室効果ガスの排出の抑制等に関し事業者が講ずべき措置

事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる事項について、事業特性に応じ、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、適切かつ有効な措置を講ずるものとする。

### (1) 事業の用に供する設備に関する措置

事業者は、事業の用に供する設備の選択及び使用方法について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に資する方法で使用する。なお、実施にあたっては、次の事項に留意し取り組むこと。

ア 温室効果ガスの排出の抑制等に関する体制を整備するとともに、従業員に対し、温室効果ガスの排出の抑制等を推進することの重要性について周知徹底すること。

イ 事業の用に供する設備の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに事業の用に供する設備の設置、運転等の状況を適切に把握すること。

ウ 事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、例えば、文献、データベースを活用する等、情報を収集し、整理を行うこと。

エ 事業の用に供する設備の選択及び使用方法について、将来的な見通し、計画性を持って適切に行うこと。

オ エの実施状況及びその効果を把握すること。

カ オも踏まえ、事業の用に供する設備の選択及び使用方法について再検討し、継続的に効果的な取組を実施すること。

### (2) その他の措置

事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、(1)のほか、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 温室効果ガスの排出の量がより少ない製品等の製造等及び製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供等

イ 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの活用

ウ 森林の保全及び整備

エ 廃棄物等の発生の抑制等

オ 地球温暖化対策等に関する教育及び学習の推進等

### (3) テナントビルにおけるエネルギー管理等

事業所の居室等を賃貸している事業者（以下「賃貸事業者」という。）と事業所の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）は、共同して温室効果ガスの排出の抑制等を推進するとともに、賃貸事業者は、賃借事業者の温室効果ガスの排出の抑制等の状況が確認できるようにエネルギー使用量等の把握を行い、賃借事業者に情報提供すること。その際、計量設備がある場合は計量値とし、計量設備がない場合は合理的な算定式に基づいた推計値とすること。

## 2 事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関し事業者が講ずる措置に関する評価

事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関し事業者が講ずる措置に関する評価は、事業者の積極的な取組が社会的に評価される仕組みを構築するため、次の基本方針に基づき、行うものとする。

(1) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る対策（以下「削減対策」という。）の取組状況及び温室効果ガスの削減量の割合により評価する。

(2) 事業活動の規模、事業活動の変動、過去における削減対策の実施等を考慮し、公平・公正に評価する。

ア 削減対策の取組状況を評価することにより、削減対策を進めながらも事業活動の変動等により排出量が増加した事業者が公正な評価を受けられるようにする。

イ 事業者が過去に実施した削減対策も加味して評価することにより、これまで率先して削減対策を進めてきた事業者が公正な評価を受けられるようにする。

ウ 温室効果ガスの削減量ではなく、削減量の割合による評価を行うことにより、事業者の規模に影響されない評価を行う。

## 3 事業活動環境計画書の提出等

### (1) 事業活動環境計画書

ア 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（平成21年広島市規則第53号。以下「規則」という。）第4条第2項第3号の市長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(ア) 事業活動に係るエネルギーの特定年度以外の年度の使用量（原油の数量に換算した量を合算した量によるものとする。（以下「特定年度以外における原油に換算したエネルギー使用量」という。）

(イ) 事業活動に係る温室効果ガスの特定年度以外の年度の排出量を二酸化炭素の数量に換算した量（以下「特定年度以外における二酸化炭素に換算した温室効果ガス排出量」という。）

(ウ) 温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度（以下「基準年度」という。）

(エ) 該当する特定事業者の要件等

(オ) 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年広島市条例第31号。以下「条例」という。）第9条第1項第4号に規定する事業所（以下「大規模事業所」という。）ごとの(ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる事項

イ 温室効果ガスのうち二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素以外の物質については、アの(イ)中「特定年度以外における年度の排出量」とあるのは「特定年度以外における年度の初日の属する年の1月1日から12月31日までの排出量」とする。

ウ 条例第9条第1項又は第13条第1項の規定による事業活動環境計画書の提出の際には、所定の様式に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(ア) 原油換算エネルギー使用量及び二酸化炭素換算温室効果ガス排出量の算定に関する資料

(イ) 特定年度以外における原油に換算したエネルギー使用量及び特定年度以外における二酸化炭素に換算した温室効果ガス排出量の算定に関する資料

(ウ) 大規模事業所における削減対策の取組状況及び温室効果ガスの削減量の割合に関する資料

(エ) その他市長が必要と認める資料

(2) 変更後の事業活動環境計画書の提出

条例第9条第5項（条例第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更後の事業活動環境計画書の提出の際には、所定の様式に変更事項についての概要に関する書類を添えて提出しなければならない。

(3) 事業活動環境報告書の提出

条例第10条（条例第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業活動環境報告書の提出の際には、所定の様式に(1)のウの(イ)、(ウ)及び(エ)の資料を添えて提出しなければならない。

4 原油換算エネルギー使用量及び二酸化炭素換算温室効果ガス排出量の算定等

(1) 原油換算エネルギー使用量

規則第4条第3項第1号の規定による原油換算エネルギー使用量は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令及び施行規則に基づき算定するものとする。

(2) 二酸化炭素換算温室効果ガス排出量

規則第4条第3項第2号の規定による二酸化炭素換算温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令及び施行規則に基づき算定するものとする。

(3) 特定年度以外における原油に換算したエネルギー使用量及び特定年度以外における二酸化炭素に換算した温室効果ガス排出量については、原油換算エネルギー使用量及び二酸化炭素換算温室効果ガス排出量の算定方法を準用するものとする。

5 事業活動環境計画書等の概要の公表

(1) 条例第11条第1項（条例第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる事項を含む内容について、インターネットの利用又は事業所における備え置きや掲示等の適切な方法により行うものとする。

ア 事業活動環境計画書

(ア) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(イ) 事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

(ウ) 事業の概要

(エ) 基準年度

(オ) 計画期間における事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標

(カ) 二酸化炭素換算温室効果ガス排出量

(キ) 特定年度以外における二酸化炭素に換算した温室効果ガス排出量

(ク) 大規模事業所ごとの(ウ)から(キ)までに掲げる事項

イ 事業活動環境報告書

(ア) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(イ) 事業の概要

(ウ) 前年度までにおける事業活動環境計画書に基づく措置の実施状況等（特定年度以外にお

ける原油に換算したエネルギー使用量を除く。)

(2) (1)にかかわらず、条例第11条(条例第13条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公表について、事業活動環境計画書等を提出した事業者は、正当な理由があるときは、当該理由に係る事項を非公表とするよう市長に求めることができる。

この場合において、市長が非公表とすることに正当な理由があると認めるときは、非公表とすることができる。

#### 附 則

この指針は、告示の日から施行する。